

## 7. 地域生活支援事業

(1) 日常生活用具の給付 (身体障害者・難病等患者・知的障害者・障害児)							
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在宅の身体障害児者及び知的障害児者等に対し、日常生活の便宜を図るため、下記の日常生活用具を給付します。</li> <li>・ <u>世帯の所得に応じた費用負担や、障害の内容及び程度等によって制限があります。</u>なお、業者への見積書の依頼は申請する方が行ってください。</li> <li>・ 介護保険該当者の方は、福祉用具の貸与等に該当する品目の場合は、介護保険制度が優先となります。</li> </ul>						
日常生活用具の種類	<b>&lt; 見積書は業者から直接、社会福祉課 障害福祉係に提出されます &gt;</b> ○該当品目						
	日常生活用具の品目	身体障害		難病等患者		知的障害	
		者	児	者	児	者	児
	特殊寝台	○		○			
	特殊マット	○	○	○		○	○
	特殊尿器	○	○	○	○		
	入浴担架	○	○				
	体位変換器	○	○	○	○		
	移動用リフト	○	○	○	○		
	訓練用ベッド		○		○		
	訓練いす		○				
	入浴補助用具	○	○	○	○		
	便器	○	○	○	○		
	頭部保護帽					○	○
	T字状・棒状のつえ	○	○				
	移動・移乗支援用具	○	○	○	○		
	特殊便器	○	○	○	○	○	○
	火災警報器	○	○	○	○	○	○
	自動消火器	○	○	○	○	○	○
	電磁調理器	○				○	
歩行時間延長信号機用 小型送信機	○	○					
聴覚障害者用屋内信号装置	○						
座位保持用いす	○	○	○	○			
立位保持用机	○	○	○	○			
移動介助用いす	○	○	○	○			
腰掛便器	○	○	○	○			

日常生活用具の品目	身体障害		難病等患者		知的障害	
	者	児	者	児	者	児
洋式便器	○	○	○	○		
排便補助器	○	○	○	○		
簡易収尿器	○	○	○	○		
頭部保持器	○	○	○	○		
走行器	○	○	○	○		
浴槽（移動用）	○	○	○	○		
特殊食器・食器固定装置	○	○	○	○		
介助用被服類	○	○	○	○		
簡易訓練用器具類	○	○	○	○		
簡易自助用具類	○	○	○	○		
幼児用補聴器		○				
ビブス	○	○				
透析液加温器	○	○				
ネブライザー	○	○	○	○		
電気式たん吸引器	○	○	○	○		
酸素ボンベ運搬車	○	○	○	○		
人工呼吸器用自家発電機 及び外部バッテリー	○	○	○	○		
盲人用体温計（音声式）	○	○				
盲人用体重計	○					
気管孔用プロテクター	○					
動脈血中酸素飽和測定器 （パルスオキシメーター）	○	○	○	○		
携帯用会話補助装置	○	○				
情報・通信支援・意思伝達用具	○	○			○	○
点字ディスプレイ	○					
点字器	○	○				
点字タイプライター	○	○				
視覚障害者用ポータブルレコーダー	○	○				
視覚障害者用活字文章等 読上げ装置	○	○				
視覚障害者用拡大読書器	○	○				
盲人用時計（触読・音声）	○					
聴覚障害者用通信装置	○	○				
聴覚障害者用情報受信装置	○	○				

日常生活用具の種類	日常生活用具の品目	身体障害		難病等患者		知的障害	
		者	児	者	児	者	児
	人工内耳用音声信号処理装置	○	○				
人工内耳用イヤモード	○	○					
人工喉頭	○	○					
点字図書	○	○					
パーソナルコンピューター	○	○					
ストマ用装具	○	○	○	○			
収尿器	○	○					
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	○	○	○	○			
手続	○手続にお持ちいただくもの ・身体障害者手帳、療育手帳又は特定疾患医療受給者証等						
窓口	○社会福祉課 障害福祉係 ○保健福祉サービスセンター（東部・西部・中部・北部）						

(2) 手話通訳者・要約筆記者の派遣 (聴覚障害者)	
内容	聴覚障害者等が、医療機関や学校、保育園等社会生活上、又は日常生活上で必要とする場合、コミュニケーションを円滑にするため手話通訳者・要約筆記者を派遣します。
手続	○手続にお持ちいただくもの ・身体障害者手帳
窓口	○社会福祉課 障害福祉係 ○保健福祉サービスセンター（東部・西部・中部・北部）※ 相談・案内

(3) 移動支援事業の利用 (身体障害者・難病等患者・知的障害者・精神障害者・障害児)	
内容	屋外での移動が困難な方の、日常生活において必要となる外出又は余暇活動等の、社会参加のための外出をする場合に、訪問介護員等の付添いや介助による移動の支援を行います。
手続	○手続にお持ちいただくもの ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は特定疾患医療受給者証等
窓口	○保健福祉サービスセンター（東部・西部・中部・北部）

<b>(4) 地域活動支援センターの利用</b> (身体障害者・難病等患者・知的障害者・精神障害者・障害児)									
内 容	<p>障害者及び障害児（15歳以上）に対し、創作的活動の機会の提供や生産活動の機会の提供、社会交流の機会の提供、生活に関する相談等を行います。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施 設 名</th> <th style="text-align: center;">所 在 地</th> <th style="text-align: center;">電 話 番 号</th> <th style="text-align: center;">設 置 主 体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">ひまわりの里</td> <td style="text-align: center;">〒391-0013 茅野市宮川4297</td> <td style="text-align: center;">0266-82-0035</td> <td style="text-align: center;">NPO法人 やまびこ会</td> </tr> </tbody> </table>	施 設 名	所 在 地	電 話 番 号	設 置 主 体	ひまわりの里	〒391-0013 茅野市宮川4297	0266-82-0035	NPO法人 やまびこ会
施 設 名	所 在 地	電 話 番 号	設 置 主 体						
ひまわりの里	〒391-0013 茅野市宮川4297	0266-82-0035	NPO法人 やまびこ会						
手 続	<p>○手続にお持ちいただくもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳等</li> </ul>								
窓 口	○保健福祉サービスセンター（東部・西部・中部・北部）								

<b>(5) 自動車運転免許取得費の助成</b> (身体障害者)	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車を利用して社会参加が見込まれる方で、運転免許証を取得する障害者に対し、取得費の一部を助成します。</li> <li>・免許取得から一か月以内が申請可能期間です。</li> </ul>
対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳4級以上</li> <li>・道路交通法による運転適性試験に合格した者</li> <li>・前年の所得税額が8万円以下の世帯に属する者</li> </ul>
助 成 額	取得費の3分の2の額又は10万円のいずれか少ない額
手 続	<p>○手続にお持ちいただくもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳 ・自動車運転免許証</li> <li>・免許取得にかかった費用の請求書・領収書等の写し</li> </ul>
窓 口	○社会福祉課 障害福祉係

(6) 身体障害者用自動車改造費の助成 (身体障害者)	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 肢体不自由を有する身体障害者（<u>上肢・下肢・体幹の機能障害で1級又は2級該当者</u>）が、所有し運転する自動車の手動装置等を改造する費用の一部を助成します。</li> <li>・ 改造前の申請のみ対象となります。 ※改造済の場合は対象外です</li> </ul>
対 象 者	<p>次の要件を全て満たすことが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自らが所有し運転する自動車の、手動装置等の一部を改造することにより、社会参加が見込まれる者</li> <li>・ 前年の所得税課税所得金額（各種所得控除後の額）が改造助成を行う月の属する年の、特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者</li> </ul>
助 成 額	100,000円以内
手 続	<p>○ 手続にお持ちいただくもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体障害者手帳 ・ 運転免許証</li> <li>・ 改造費見積書</li> <li>・ 改造前と改造後の写真（請求時の提出。両方の写真が必要です）</li> </ul>
窓 口	○ 社会福祉課 障害福祉係

(7) 入浴券・マッサージ施術費等の助成	
内 容	<p>常時介護を必要とする障害児者（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1所持者）を主に介護する方がマッサージ等施術を受けた場合、その料金の一部を助成します。また、公共温泉施設の入浴券を交付します。</p>
対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常時介護を必要とする障害児・者（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1）の主な介護者</li> <li>・ 65歳以上の寝たきり又は認知症高齢者の主な介護者</li> </ul>
助 成 額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入浴券 年12枚（月1枚）</li> <li>・ マッサージ等施術費助成券 年6枚（2か月に1枚） 1回2,000円</li> </ul>
手 続	<p>○ 手続にお持ちいただくもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体障害者手帳又は療育手帳等</li> </ul>
窓 口	○ 保健福祉サービスセンター（東部・西部・中部・北部）

(8) 障害者タクシー利用料金助成 (身体障害者・知的障害者・精神障害者・障害児)	
内 容	在宅の身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児が、公共の交通機関を利用することが困難なためタクシーを利用する際、その利用料金の一部を助成します。
対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳 1・2 級所持者</li> <li>・療育手帳 A 1 所持者</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者</li> </ul> ※ただし、 <u>自動車税の減免を受けている方</u> や、 <u>福祉施設入所者は対象となりません。</u> ※手帳の提示により受けられる割引は、併用できます。
助 成 額	900円券 12枚/年      100円券 120枚/年
手 続	○手続にお持ちいただくもの ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
窓 口	○保健福祉サービスセンター（東部・西部・中部・北部） ○社会福祉課 障害福祉係

(9) 日中一時支援事業の利用 (障害児・知的障害者・精神障害者・身体障害者)	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅の心身障害児者の保護者が、一時的に家庭において介護できない時民間団体又は近隣等の知人に委託し、障害者の介護をします。</li> <li>・利用できるのは、事前に登録されている民間団体や介護者になります。</li> </ul>
利用時間	年 300時間以内
費用負担	・食費等の実費は、自己負担になります。
手 続	○手続にお持ちいただくもの ・身体障害者手帳（1 級又は 2 級の方が対象です） ・療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 ※各種手帳をお持ちでないお子さんの利用については、別途ご相談下さい
窓 口	○保健福祉サービスセンター（東部・西部・中部・北部） ○社会福祉課 障害福祉係

(10) 住宅整備費の助成		(身体障害児者等)
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者(手帳1～3級所持者で65歳未満の者)又は、療育手帳がA1 A2、B1以上で要件に該当する方が、既存の住宅において日常生活の自立や、安全を図るために必要な改良を行う場合の経費を助成します。</li> <li>・前年の所得税額が8万円以下の世帯が利用できます。</li> <li>・改修内容確認のため、専門職員の家庭訪問を実施します。</li> <li>・介護保険該当者は、介護保険制度の住宅改修を利用させていただきます。</li> <li>・新築又は増築は対象となりません。また、改修内容によっては部分的に対象にならないことがあります。</li> </ul>	
改良場所	浴室、洗面所、便所、廊下、階段、玄関等	
助 成 額	700,000円以内 (地域生活支援事業の日常生活用具分は除く) ※1割の利用者負担があります。介護保険併用の場合、上限500,000円です	
手 続	○手続にお持ちいただくもの ・身体障害者手帳又は療育手帳	
窓 口	○保健福祉サービスセンター(東部・西部・中部・北部) ○社会福祉課 障害福祉係	

(11) 訪問入浴サービスの利用		(身体障害児者・難病等患者)
内 容	家庭において入浴することが困難な寝たきりの身体障害者等に対し、事業所が対象となる方のお宅を訪問し、浴槽を提供する等により、入浴サービスを行います。	
対 象 者	身体障害者手帳1・2級所持者又は難病等患者の方で医師が入浴可能と判断し、この事業を利用しなければ在宅での入浴が困難な者。 ※ 介護保険該当者は介護保険制度の訪問入浴介護をご利用いただきます。	
手 続	○手続にお持ちいただくもの ・身体障害者手帳又は特定疾患医療受給者証等 ・医師の診断書 ・個人番号(マイナンバー)が確認できる書類と、本人確認書類	
窓 口	○保健福祉サービスセンター(東部・西部・中部・北部) ○社会福祉課 障害福祉係	

## 8. その他の事業

(1) 車椅子用自動車の貸与	
内 容	<p>普通の交通機関を利用することが困難な障害者が外出する際、車椅子のまま乗れる車を無料（※燃料代のみ必要です）で貸出します。</p> <p>※貸出しは平日のみとなります。新規利用の場合は事前に申請が必要です。申請時に車両の取扱い説明を行います。</p>
手 続	<p>○手続にお持ちいただくもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証（車を運転する方）</li> <li>・身体障害者手帳等</li> </ul>
窓 口	○社会福祉課 障害福祉係

(2) 声の広報の送付 <span style="float: right;">（視覚障害者）</span>	
内 容	<p>毎月1回発行の「広報ちの」をCDに録音した「声の広報」を対象の方に送付します。</p>
対 象 者	<p>視覚障害のため、音声でなければ情報を得ることができない者</p>
手 続	<p>○手続にお持ちいただくもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳</li> </ul>
窓 口	○社会福祉課 障害福祉係

(3) 駐車禁止規制の適用除外申請

(身体障害者等)

内 容	一定の基準（下記別表）の障害がある方に対して、駐車禁止除外標章が交付されます。		
対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、別表に定める者</li> <li>・ 戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、別表に定める者</li> <li>・ 色素性乾皮症に罹患している者（公安委員会が別に定める者に限る）</li> <li>・ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、障害等級が1級である者</li> <li>・ 療育手帳の交付を受けている者のうち、障害の程度が重度である者</li> </ul> ※詳細は、茅野警察署までお問い合わせください。		
	<別表>		
	障害の区分	身体障害者手帳の障害級別	戦傷病者手帳の重度障害程度
	視覚障害	1級から3級までの各級及び4級の1	特別項症から第四項症までの各項目
	聴覚障害	2級及び3級	特別項症から第四項症までの各項目
	平衡機能障害	3級	特別項症から第四項症までの各項目
	上肢不自由	1級、2級の1及び2級の2	特別項症から第三項症までの各項目
	下肢不自由	1級から4級までの各級	特別項症から第三項症までの各項目
	体幹不自由	1級から3級までの各級	特別項症から第四項症までの各項目
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能 1級及び2級（一上肢のみに運動障害がある場合を除く）	/
		移動機能 1級及び2級	
	心臓機能障害	1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項目
	じん臓機能障害	1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項目
	呼吸器機能障害	1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項目
	ぼうこう又は直腸の機能障害	1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項目
	小腸機能障害	1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項目
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級までの各級	/
肝機能障害	1級から3級までの各級		
手 続	○ 手続にお持ちいただくもの ・ 身体障害者手帳等 ※ 代理の方が申請の場合 身分証明書（運転免許証等）		
窓 口	茅野警察署 交通課 許可担当 TEL 82-0110		

(4) 信州パーキング・パーミット制度

(身体障害者等)

内 容	障害のある方や高齢の方、妊産婦の方など歩行が困難な方に対して、県内共通の利用証が交付されます（他県でも利用可能な場合あり）。					
対 象 者	区分	交付基準	有効期間			
	1 身体 障害者	視覚障害	身体 障害者 手帳	発行の日から5年以内		
		聴覚障害			4級以上の者	
		ろうあ			3級以上の者	
		平衡機能障害			3級以上の者	
		肢体 不自由			上肢	5級以上の者
					下肢	2級以上の者
					体幹	6級以上の者
		脳原性			上肢機能	5級以上の者
					下肢機能	2級以上の者
		心臓機能障害			6級以上の者	
		腎臓機能障害			4級以上の者	
		呼吸器機能障害			4級以上の者	
		ぼうこうまたは直腸の機能障害			4級以上の者	
		小腸機能障害			4級以上の者	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	4級以上の者					
肝臓機能障害	4級以上の者					
2 知的障害者	療育手帳所持者で障害程度欄がA1、A2の者					
3 精神障害者	精神障害者保健福祉手帳1級の者					
4 発達障害者	歩行に介助者の特別な注意が必要と医療機関、療育機関等が認めた者					
5 難病患者	特定医療費（指定難病）受給者及び特定疾患医療受給者、小児慢性特定疾病医療受給者					
6 高齢者	介護保険の要介護状態区分が要介護1以上の者	発行の日から2年以内				
7 妊産婦	母子健康手帳を取得した者	母子健康手帳の取得から出産（分娩予定日）後2年の間				
8 その他けが人または病気等の者	けがまたは病気等により歩行が困難であることが診断書により確認できる者	医師の診断書による必要期間以内				
手 続	<p>○手続にお持ちいただくもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳、医師の診断書、特定医療費（指定難病）受給者証、特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証、介護保険証、母子健康手帳 等のうちいずれか1つ</li> </ul>					
窓 口	<p>○保健福祉サービスセンター（東部・西部・中部・北部）</p> <p>○社会福祉課 障害福祉係</p>					

(5) ヘルプマーク・ヘルプカード (身体障害者等)	
内 容	<p>義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病、妊娠初期など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせ、援助を受けやすくするためのマーク、カードです。<u>ヘルプマークは下記の窓口で配布しています。</u> ヘルプカードは以下のURLからダウンロードできます。 <a href="https://www.suwa-oasis.jp/helpcard01_0004.pdf">https://www.suwa-oasis.jp/helpcard01_0004.pdf</a> (諏訪地域版) または、「長野県 ヘルプカード」で検索(長野県版)</p>
対 象 者	<p>義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病、妊娠初期など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方で長野県内に居住されている方</p>
手 続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳等の所持に関係なく、配布することができます。</li> <li>・配布はお一人につき1個とさせていただきます。</li> <li>・配布申込みは、本人又はその家族に限ります。</li> </ul>
窓 口	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保健福祉サービスセンター(東部・西部・中部・北部)</li> <li>○社会福祉課 障害福祉係</li> </ul>

(6) 公共交通(路線バス)利用者証					
内 容	<p>公共交通(路線バス)利用者証(以下、利用者証)は、65歳以上の方及び、障害者手帳を所持する市民の方へ発行しています。 対象路線において、運賃支払い時に利用者証と障害者手帳を併せて提示することで、割引運賃で乗車できます。</p>				
運 賃	<p>1回当たり上限300円で利用できます。(付き添い介助が必要な場合は、介助者1名も同様の運賃です。)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">600円未満の区間</td> <td style="text-align: center;">600円以上の区間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">通常の旅客運賃の半額</td> <td style="text-align: center;">300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※メルヘン街道バス、穴山・原村線(割引は茅野市区間のみ対象)の2路線が対象となっています。</p>	600円未満の区間	600円以上の区間	通常の旅客運賃の半額	300円
600円未満の区間	600円以上の区間				
通常の旅客運賃の半額	300円				
手 続	<p>手帳交付時にご案内いたします。 再交付等、ご希望の方は下記窓口までご相談下さい。</p>				
窓 口	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会福祉課 高齢福祉係</li> </ul>				

(7) 茅野市発達支援センター	
目 的	<p>発達支援センターやまびこ園における通所支援や、保育所・学校等への訪問支援、発達に心配のある児童等の相談支援を行い、乳幼児期から青年期・成人期までの発達状況に応じて、保健・医療・福祉・教育・就労などの各専門分野と連携して、総合的かつ継続的な支援を行います。</p>
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>通所支援（発達支援通園事業：やまびこ園）</b> 心身の発達に支援を必要とする乳幼児を対象に、個々の発達段階に沿った、様々な機能の発達を促すとともに、保護者への支援を行います。</li> <li>・ <b>訪問支援</b> 保育園、認定こども園、学校、関係施設への訪問、巡回相談を行います。</li> <li>・ <b>相談支援</b> 日常生活、発達、就学などに関する様々な相談に応じます。</li> <li>・ <b>地域支援</b> 発達障害等に関する理解を深める取り組みを行います。</li> </ul>
手 続	<p>○ 相談時にお持ちいただくもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ どんぐり手帳</li> <li>・ 母子健康手帳</li> </ul>
窓 口	<p>○こども課 発達支援センター TEL 72-2101 内線 618</p> <p>○発達支援センター やまびこ園 TEL 82-2277</p> <p>茅野市本町東15-14（中央保育園併設）</p>